

伊勢市景観形成推進事業補助金の交付を申請される方へ

伊勢市では、伊勢市景観計画で重点地区に指定されている「内宮おはらい町地区」及び「二見町茶屋地区(※)」において、景観形成基準に適合した建築物の建築等、工作物の建設等に対して、補助金の交付を行っています。

(※茶屋北西地区及び茶屋南西地区を除く。また、住宅の建築等の場合は、旅館地区及び店舗地区における住宅の景観形成基準に適合するものとする。)

【補助率及び上限額】

	補助率	上限額
建築物	1 / 2	200万円
工作物	1 / 2	100万円

【提出書類】

①補助金交付申請書

- ・伊勢市景観形成推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・工事費見積書（補助対象事業にかかる経費）
- ・市税を滞納していないことを証する書類
- ・同意書兼誓約書（様式第1号の2）（賃借権者等が申請する場合に限る）
- ・認定申請書・認定証 又は 届出書・短縮通知書 の写し(※)

②実績報告書

- ・伊勢市景観形成推進事業実績報告書（様式第3号）
- ・工事着手前の写真及び完成写真（撮影日がわかるもの）
- ・工事費積算書（補助対象事業にかかる経費）
- ・支払いの完了を証明する書類（領収書等）

③補助金交付請求書

- ・伊勢市景観形成推進事業補助金交付請求書（様式第4号）

※内宮おはらい町地区では「認定申請書」、二見町茶屋地区では「届出書」の事前提出が必要です。

【注意点】

- ・補助金交付決定の通知を受けた後でなければ、工事に着手することはできません。
- ・補助金を交付した物件は、耐用年数又は交付日翌日から10年のいずれか長い期間を経過するまで除却できません。
- ・交付申請時から事業内容や補助対象経費の額を変更する場合（交付決定額に影響がない場合、補助対象経費の額の5%以下の額又は10万円以下の範囲内で減額する場合を除く）、又は事業を中止する場合は、市長の承認が必要です。必ず事前に「事業計画変更承認申請書」を提出してください。
- ・認定申請時又は届出時から事業内容が変更となる場合は、必ず事前に「認定申請書」又は「変更届出書」を再提出してください。

